

指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

代表者	→	認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 通所介護	
		認知症対応型サービス事業開設者研修				
		基準第 92 条	基準第 65 条	基準第 173 条		
管理者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」				
		+				
		認知症対応型サービス事業管理者研修				
計画作成 担当者	→	基準第 91 条	基準第 64 条	基準第 172 条	基準第 43 条	
		認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」				
		基準第 90 条	+			
介護 従事者	→	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修				
		基準第 63 条	+			
		基準第 171 条				
	→	(短期利用共同生活介護 のみ)	* 「実践者研修」は身体介護に関する基本的知識・技術を有し 2年以上の経験者が対象			
		認知症介護実践研修 「実践者研修」	* 「実践リーダー研修」は介護保険サービス事業所等において 5年以上介護業務経験を有し、かつ、「実践者研修」修了後 1年以上経過している者が対象			
		+ 認知症介護実践研修 「実践リーダー研修」	* 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護 の計画作成担当者（予定者）は「計画作成担当者研修」の修了と 介護支援専門員の資格が必要（サテライト型は介護支援専門員以 外の者も可）			
	→	厚生労働大臣が定める 施設基準（厚生省告示 第 26 号 19 句 (5))				

各研修と推薦理由項目の組み合わせ

□認知症介護実践研修「実践者研修」
* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件
* 短期利用共同生活介護の介護従事者要件
□認知症介護実践研修「実践リーダー研修」
* 短期利用共同生活介護の介護従事者要件
□認知症対応型サービス事業開設者研修
* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の代表者要件
□認知症対応型サービス事業管理者研修
* 認知症対応型共同生活介護・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の管理者要件
□小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
* 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者要件